

(別表1)

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水・高潮：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、想定最大規模の降雨が発生し、遠賀川等の河川が氾濫した場合には、標高の低い町の西側部分の大部分が浸水する想定となっており、最大で5mの浸水が想定されている。水巻町の商工業者・小規模事業者のほとんどが低平地で営業しており、事業所が点在する8割を超える地域で床上以上の浸水が予想され、半数を超える地域で3m以上の浸水被害が予想される。また、台風が水巻町の東側を通過する場合に北よりの風の吹き寄せ効果により、響灘沿岸で高潮が発生する恐れがあり、遠賀川河口部の潮位上昇と大雨による河川流量の増大により河川の氾濫等が発生するおそれがある。台風による遠賀川河口部の潮位上昇と大雨による河川流量の増大による浸水では、8割を超える事業所が床上浸水以上～浸水3m未満の地域に立地し、浸水被害3m以上の事業所も多数出ると予想される。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると土砂災害が生じる恐れがあるエリアが点在しており商工業等の集積はないが小規模店舗・事業所がその中に含まれている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーション（J-SHIS）の防災地図によると、震度5弱の以上の地震が今後30年間で80.5%以上の確率で発生するとされている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 735人
- ・ 小規模事業者数 564人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況)
商工業者	建設業	117	115	下二（水巻南西部）・古賀（水巻北部）地区に比較的多いが町内全域に点在
	製造業	49	36	下二地区は少ないが町内全域に点在
	卸小売	225	149	頃末（水巻中央部）地区に比較的多いが町内全域に点在
	飲食業	83	48	頃末地区にやや多いが町内全域に点在

	サービス業	261	216	古賀地区に比較的多いが町内全域に点在
<p>(3) これまでの取組</p> <p>1) 当町の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みずまき防災マップ（ハザードマップ）の更新・配布（平成31年4月） ・防災訓練の実施、防災備品の備蓄 ・備蓄食材を活用した災害食レシピの考案・普及 <p>2) 当会の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者BCPに関する国の施策の周知 <p>II 課題</p> <p>現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。</p> <p>更には、保険・共済に対する助言を与える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りとなっている。</p> <p>III 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。 ・発災時における連携体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。 ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。 <p>※その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。 				
事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間				
<p>(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）</p> <p>(2) 事業継続力強化支援事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 <p><1. 事前の対策></p> <p>1) 小規模事業所に対する災害リスクの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。 ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業所BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 				

- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和2年4月「水巻町商工会事業継続計画（危機管理マニュアル）」作成。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社福岡支店に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・水巻町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であるということはいまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

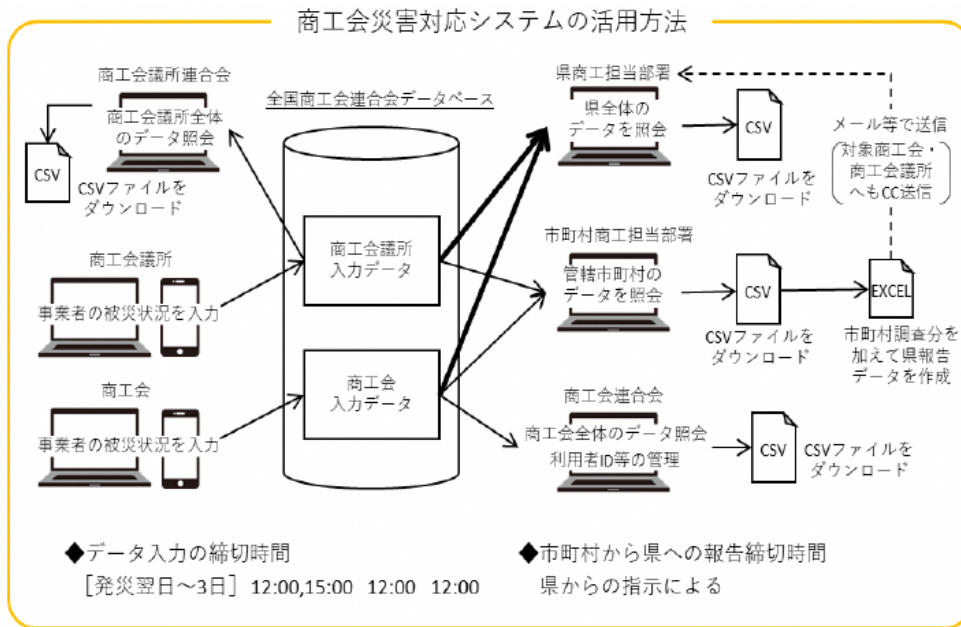
・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に3回共有する
1ヶ月以降	1週間に2回共有する

<3. 発災時における連絡体制>

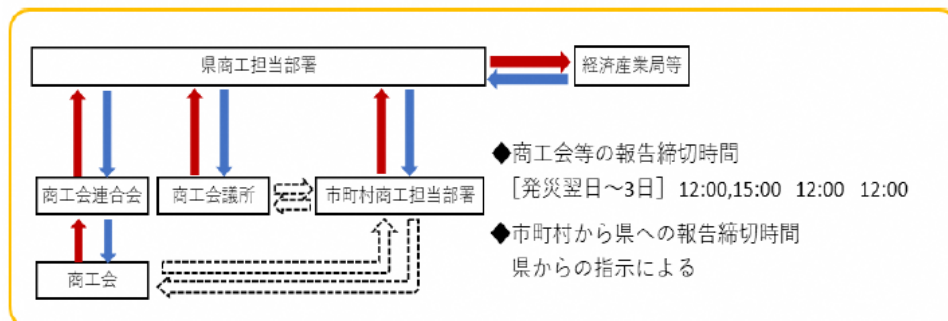
- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、水巻町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



② システム不具合発生時

- 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当課部署へ報告する。

様式1
福岡県中小企業復興支援係 〇〇-〇〇宛で【電子メールにて送付：(メールアドレス keishien@pref.fukuoka.lg.jp)】

令和〇年〇月〇日の大雨による施工被害状況 提出日：令和〇年〇月〇日

届出者：
記入担当書：

記入所	被害箇所				被害状況		区分 (業務・業種の別)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容(建物、備品、原材料、機械の被害など、被害を軽減できる対策も併記してください)	
1	〇〇郡〇〇町〇丁目〇	—	〇〇〇製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。設置機2台が利用できない状況。	業務・業種別の被害 1-1 製造業 業務・業種別の被害に 関する状況 業務・業種別の被害から 変更可能な場合
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電線柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
2							
3							

※前記表で記載していない箇所は削除せずに、被害内容を追加していただく。 ※業務額がゼロの場合は「0」としてご記入ください。
 ※既に復興支援係が調査している被害箇所につきましても、その後の被害が追加の被害や追加の被害発生、併せてご報告をお願いします。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、水巻町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

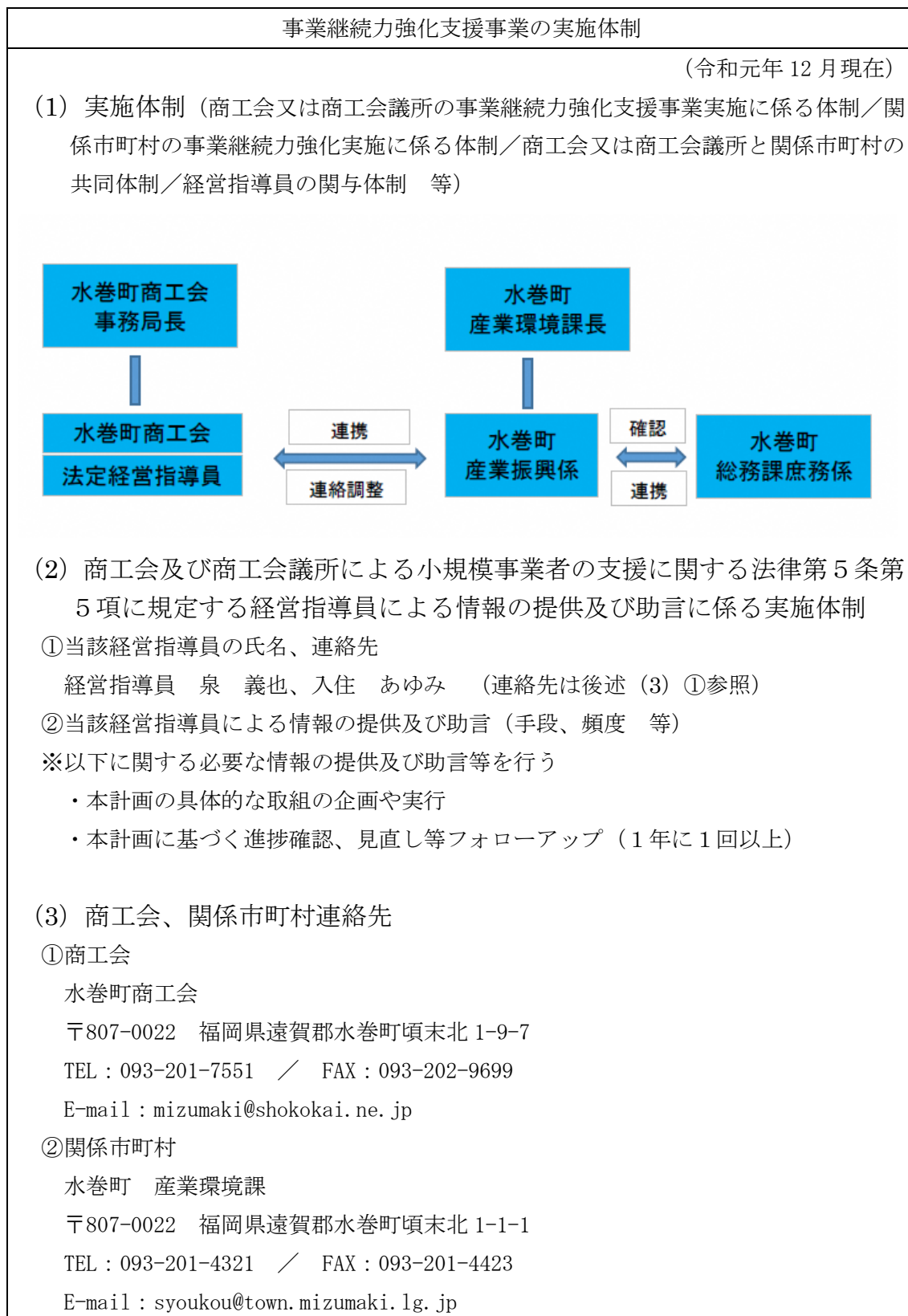
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	300	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	150	150	150	150
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	0	0	0	0
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、水巻町補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社福岡支店 支店長 横山 和弘 所在地 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2 電話番号 092-282-6534
連携して実施する事業の内容
・ 小規模事業者に対する災害リスクの周知 (普及啓発セミナー実施・損害保険の紹介) ・ BCP策定支援
連携して事業を実施する者の役割
・ ハザードマップ web アプリ提供による災害リスク周知 ・ 自然災害に対するノウハウ提供及び自然災害に関わる損害保険見直し支援 ・ BCPワークショップ・BCP訓練セミナー実施の際の専門家・講師派遣 ・ BCP策定支援ツール「BCPキットくん」提供による事業者BCP策定
連携体制図